

## 「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」に関する お知らせ

この制度は、飲食店等に対する高知県からの営業時間短縮要請等に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者の皆さまに、高知県独自の給付金を給付するものです。

**このたび、下記のとおりを要件等を拡充しましたので、お知らせします。**

### 対象者

- 漁業者（個人経営 または 法人経営）
- 令和3年5月又は6月の売上高が、前年同月又は前々年同月と比べて30%以上減少した事業者**

### 給付額

- 令和3年5月又は6月における、前年又は前々年度比での売上高減少額以内で、給付上限額は、

個人・法人にかかわらず、25万円～75万円以内（※）/月  
（2ヶ月合計で最大150万円）

（※）前年又は前々年の1日当たりの売上高 $\times 0.3 \times 10 =$  給付上限額となります。  
ただし、算定した上限額が75万円を超える場合は75万円とし、25万円未満の場合は25万円とします。

### 申請期間

令和3年6月28日（月）～令和3年9月30日（木）

### お問い合わせ先

○給付金の申請手続きに関するご質問は、以下のコールセンターまたは、お近くの漁業協同組合、高知県水産政策課、漁業指導所までお願いします。

- ・申請手続相談窓口（コールセンター）

電 話：088-823-9875

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日含む）

- ・高知県水産政策課

電 話：088-821-4825



～申請方法は裏面をご覧ください～



# ～給付金の申請方法～

## 1 申請書類を入手

○県庁ホームページ(経営支援課)から印刷またはダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>

○次の場所で受け取ることができます。

- ・漁協各支所(営業日)
  - ・県庁本庁舎1階ロビー(平日、土日、祝日 8:30~17:15)
  - ・県合同庁舎及び県税事務所
  - ・各市町村役場の所定窓口
- (平日のみ 8:30~17:15)

## 2 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧のうえ、書類を作成してください。

### ①提出書類

- ・申請書(様式1-3、1-4)
- ・誓約書(様式4)(内容をご確認の上で必ず自署してください)
- ・該当要件申告書(様式2)
- ・売上減少等の証明申請書(様式3-3、3-4)

①すべての漁獲物・生産物を漁協を通じて出荷している漁業者の方は、漁協(各支所)で証明

②上記以外の方は認定経営改革等支援機関(※)で発行

(※) 税理士、金融機関、商工会・商工会議所等、国が認定した機関で、中小企業庁ホームページから検索できます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

認定支援機関に証明をお願いする場合は、混雑が予想されることから、あらかじめお問い合わせの上、売上高の減少額がわかる書類を整理して持参してください。

### ②確認書類(写し可)

- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカードなど  
法人の場合は法人代表者のもの)
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

## 3 申請書類の提出

○簡易書留など、追跡ができる方法で郵送してください。※送料は申請者でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県庁「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係」

### ■オンライン申請

県庁ホームページ(経営支援課)から申請できます。

[https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/tansyuku\\_rinjikyufukin.html](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/tansyuku_rinjikyufukin.html)

## 4 入金

○申請書類に不備がなく、要件を満たす場合は2週間程度で口座に振り込まれます。